

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成26年4月24日(2014.4.24)

【公開番号】特開2012-217890(P2012-217890A)

【公開日】平成24年11月12日(2012.11.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-047

【出願番号】特願2011-84334(P2011-84334)

【国際特許分類】

*B 01 D 46/52 (2006.01)*

【F I】

B 01 D 46/52 A

【手続補正書】

【提出日】平成26年3月12日(2014.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プリーツ形状の濾材と、

濾材を内部に固定するフィルタ枠と、

を有するフィルタにおいて、

濾材には、このプリーツ形状を保持するリテーナが接着され、

リテーナは、プリーツ加工された濾材のエア流入側またはエア流出側のいずれか一方の側の谷部のみに、そのプリーツの折り目に対して垂直方向に所定の長さで、かつ折り目の方<sup>向</sup>に<sup>對</sup>して所定の間隔をあけて設けられる、

ことを特徴とするフィルタ。

【請求項2】

請求項1に記載のフィルタにおいて、

リテーナは、エア流入側の谷部に設けられる、

ことを特徴とするフィルタ。

【請求項3】

請求項2に記載のフィルタにおいて、

リテーナは、さらに、エア流出側の山部であって、エア流入側に設けられるリテーナに<sup>對</sup>向する領域に設けられる、

ことを特徴とするフィルタ。

【請求項4】

請求項1に記載のフィルタにおいて、

リテーナは、エア流入側およびエア流出側の谷部のみに設けられる、

ことを特徴とするフィルタ。

【請求項5】

請求項1に記載のフィルタにおいて、

リテーナは、エア流出側の谷部に設けられ、さらに、エア流入側の山部であって、エア流出側に設けられるリテーナに<sup>對</sup>向する領域に設けられる、

ことを特徴とするフィルタ。

【請求項6】

請求項1から5のいずれか1つに記載のフィルタにおいて、

プリーツのピッチは、8mm以上である、  
ことを特徴とするフィルタ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明は、プリーツ形状の濾材と、濾材を内部に固定するフィルタ枠と、を有するフィルタにおいて、濾材には、このプリーツ形状を保持するリテーナが接着され、リテーナは、プリーツ加工された濾材のエア流入側またはエア流出側のいずれか一方の側の谷部のみに、そのプリーツの折り目に対して垂直方向に所定の長さで、かつ折り目の方向に対して所定の間隔をあけて設けられることを特徴とする。